

●オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する 検討委員会設置要綱

令和 2 年 1 1 月 2 6 日
日本学術会議第 304 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、学術の成果をできる限りオープン化し広く共有することにより研究の進展を加速化すること、および学術的知見の導出の拠り所となる研究データをオープン化により研究成果の再現性を高めること等を目的とし、国際的な情勢を踏まえてデータ基盤の構築並びにその利活用を検討する。学術の新しいあり方を見定めつつ、データの運用を支えるプラットフォームとルール作りを分野横断的に展開し、データ基盤を実装するための具体的な進め方を深める。

(組織)

第 3 委員会は、25 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日日本学術会議第 307 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。